

道路占用・掘削許可申請書

新 規	更 新	変 更	令和 年 月 日
--------	--------	--------	-------------------

(あて先)

甲府市長

住 所 〒
会社名
担当者
電 話

令和 年 月 日

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道		車道・歩道・その他	
	場 所	甲府市			
占用物件	名 称		規 模		数 量
占用の期間	令和 年 月 日から	日間	占用物件 の構造		
	令和 年 月 日まで				
工事の期間	令和 年 月 日から	日間	工事実施 の方法	掘削工事 有・無	
	令和 年 月 日まで			交通規制 有・無 ()	
道路の 復旧方法	現状復旧		添付書類		
備 考					
施工会社 担 当 電 話					

- 「許可申請 協議 32条」及び「許可を申請 協議 35条」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 新
規 | 更
新 | 変
更 |
|--------|--------|--------|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を備考欄に記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載とともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

甲 府 警 察 署 長 様

道路占用・掘削許可協議書

占用の目的										
占用の場所	路線名	市道					車道・歩道・その他			
	場 所	甲府市								
占用物件	名 称			規 模			数 量			
占用の期間	令和	年	月	日から	日間	占用物件 の構造				
	令和	年	月	日まで						
工事の期間	令和	年	月	日から	日間	工事実施 の方法	掘削工事 有・無 交通規制 有・無（ ）			
	令和	年	月	日まで						
道路の 復旧方法	現状復旧					添付書類				

施工会社
担 当
電 話

キ リ ト リ 線

記

道路占用・掘削 許可 可 答 書

新規	更新	変更	令和	年	月	日
----	----	----	----	---	---	---

令和 年 月 日

住所 〒
社会 担当者
担当 氏名
電 話

占用の目的						
占用の場所	路線名	市道			車道・歩道・その他	
	場 所	甲府市				
占用物件	名 称		規 模		数 量	
占用の期間	令和	年	月	日から	占用物件 の構造	
	令和	年	月	日まで		
工事の期間	令和	年	月	日から	工事实施 の方法	掘削工事 有・無 交通規制 有・無（ ）
	令和	年	月	日まで		
道路の 復旧方法	現状復旧				添付書類	
	立会い 有・無					

甲府市指令 まち用第 号

許可 可 答 年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日付けで申請・協議のあった道路占用・掘削については、裏面に記す条件を
付して上記のとおり 許可 可 答 する。

甲府市長 樋 口 雄 一

許可条件及び遵守事項

- 1 占用料金は、許可書が交付された際納入通知書により必ず納入すること。
- 2 占用及び掘削面積を遵守して当該箇所付近を清掃し、交通上の支障とならぬよう注意すること。
特に占用の場合にあたっては、幅を厳守すること。
- 3 工作物を設置した場合及びその他の物件は、占用期間満了後直ちに撤去し、路面は毀損しないこと。
- 4 露天業者は、営業中はもちろん営業終了後は必ず路面を清掃すること。また、店舗は速やかに片付け、営業位置への放置は絶対に行わないこと。
- 5 空間占用で道路を横断する場合は、地上4.5m以上とすること。ただし、天幕日除けの類は、地上2.5m以上とすること。また、天幕日除けこれに類する施設の張出は、日除けの必要のあるときのみとすること。
- 6 継続して占用及び掘削を望む場合は、期間満了の1月前に改めて申請すること。
- 7 占用許可を受けた場合は、必ず下記の表示を見やすい場所に掲げること。
縦30cm、幅20cmの木札または鉄製
 - (1) 占用者の住所・氏名
 - (2) 占用目的
 - (3) 占用場所
 - (4) 占用期間
 - (5) 占用面積（長さ、幅、面積）
- 8 道路の掘削及び復旧の工事方法は、本市と「市道掘削工事及び路面復旧工事に関する協定書」を締結している法人等（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社・東京ガス山梨(株)・東日本電信電話(株)山梨支店・(株)日本ネットワークサービス・甲府市上下水道事業管理者）にあつては、協定書のとおりとすること。ただし、同協定書第13条第1項の規定により、本市が復旧工事を行った場合の原因者負担金は、同協定書第9条第5項の規定により仮復旧1月以上経過後の掘削による影響面積が確定した時点で、本市が送付する納入通知書により必ず納入すること。
- 9 個人による道路の掘削及び復旧の工事方法は、別紙「市道掘削工事仕様書」のとおりとすること。
- 10 道路管理者において工事の必要が生じた場合は、許可条件を取り消し、原状回復を命ずることがある。
- 11 占用条件に違反したときは、占用許可を取り消すことがある。
- 12 その他特殊な占用施設及び工事に関する許可は、その都度別に条件を付す。